

第 1 章 はじめに

第1章 はじめに

1. 改定の背景と目的

緑の基本計画は、都市緑地法に基づき、自治体が将来にむけた緑地の保全や緑化の推進に関する目標や施策等を定める法定計画です。

本市では、平成10（1998）年にはじめて「金沢市緑の基本計画」を策定しました。平成21（2009）年には、国の景観緑三法の成立等に伴う計画の見直しと合わせ、金沢らしさと快適で潤いのある都市の形成を目指し、第2次計画として「緑の保全と活用」「緑の創出」「緑のネットワーク」「緑化活動の推進」の4本の柱を定め、様々な施策を展開してきました。

一方で、前回の見直しから概ね10年が経過する中で、わが国では人口減少や少子高齢化のさらなる進行、公共インフラの老朽化、地球規模での気候変動や自然災害の頻発、市民の価値観やニーズの多様化、情報通信技術の進歩など、社会情勢は大きく変化してきました。

このような社会情勢の変化を受け、平成28（2016）年には、国土交通省が「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」と題し、“緑とオープンスペースが発揮している多機能性は、近年のグリーンインフラとして様々な社会資本整備等の観点からも注目が高まっており、「集約型都市構造化」と「都市と緑・農の共生」が実現された都市、「水や緑があふれ、歴史・文化が薫る美しいまち」などこれからの目指す都市像の実現に向けた社会資本整備としてその重要性が高まっている”と、将来にわたる緑やオープンスペースの重要性とその整備方針を示しました。

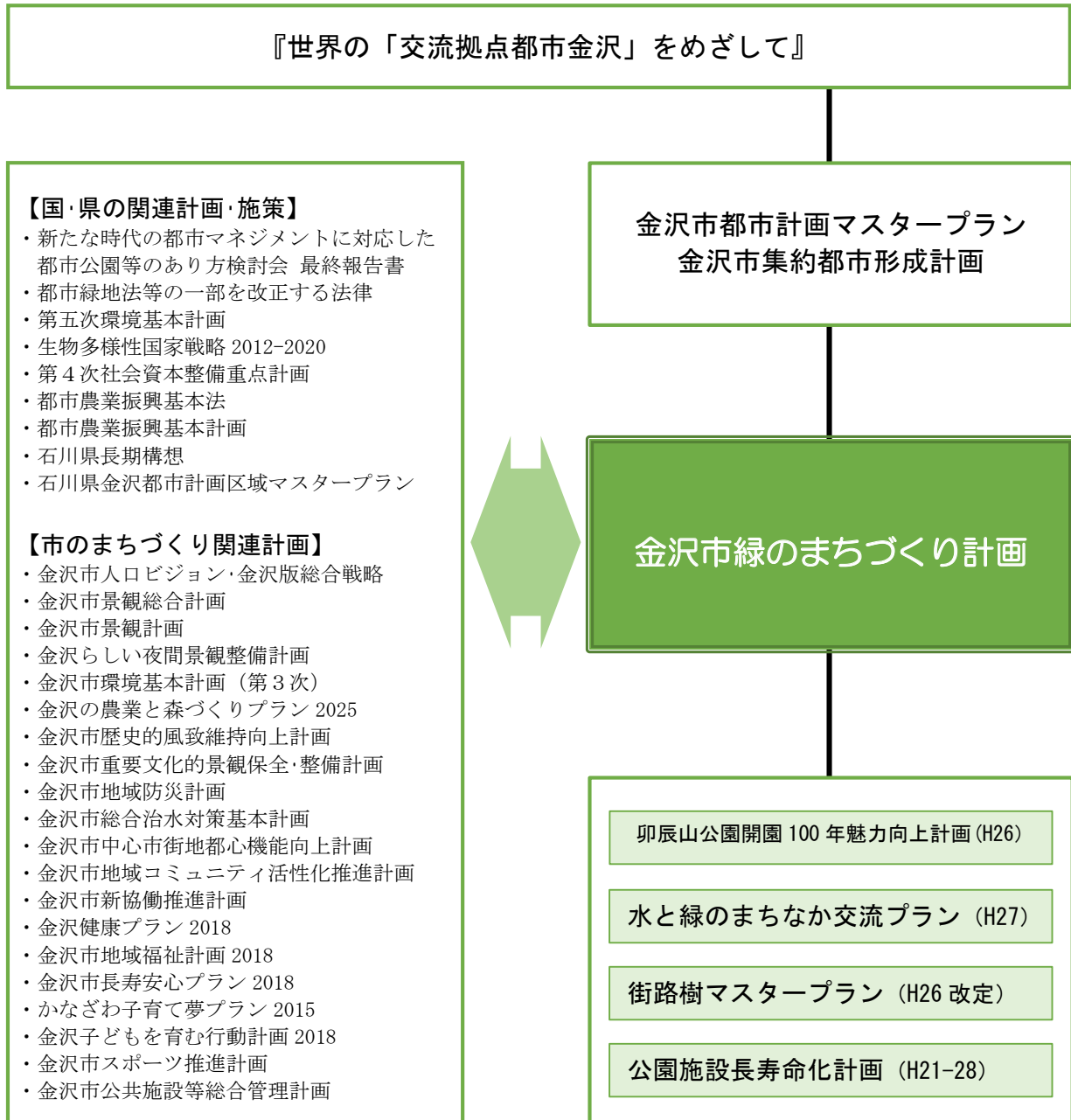
また、平成29（2017）年には、都市緑地法等の一部を改正する法律が施行され、民間の知恵や活力を最大限活かして“緑やオープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現すること”が目的に加えられ、緑の基本計画に記載すべき事項も拡充されました。

本市においては、平成27（2015）年の北陸新幹線の開業後、国内外からも多くの人々が訪れ、まちなかを中心に土地利用や都市環境が大きく変容しています。一方で、少子高齢化や地域コミュニティの希薄化、人口減少が進む中山間地における土地利用のあり方など、様々な課題が顕在化しています。

このため今回の見直しでは、これまで進めてきた取組を踏まえつつ、多面的な機能を有する自然や緑を市民の重要な社会基盤（グリーンインフラ）と捉え、新たな時代を見据えた課題解決にむけて、広く市民や地域、事業者等と連携、協働しながら、総合的な緑のまちづくりを進めるため、第3次計画として「金沢市緑のまちづくり計画」を策定しました。

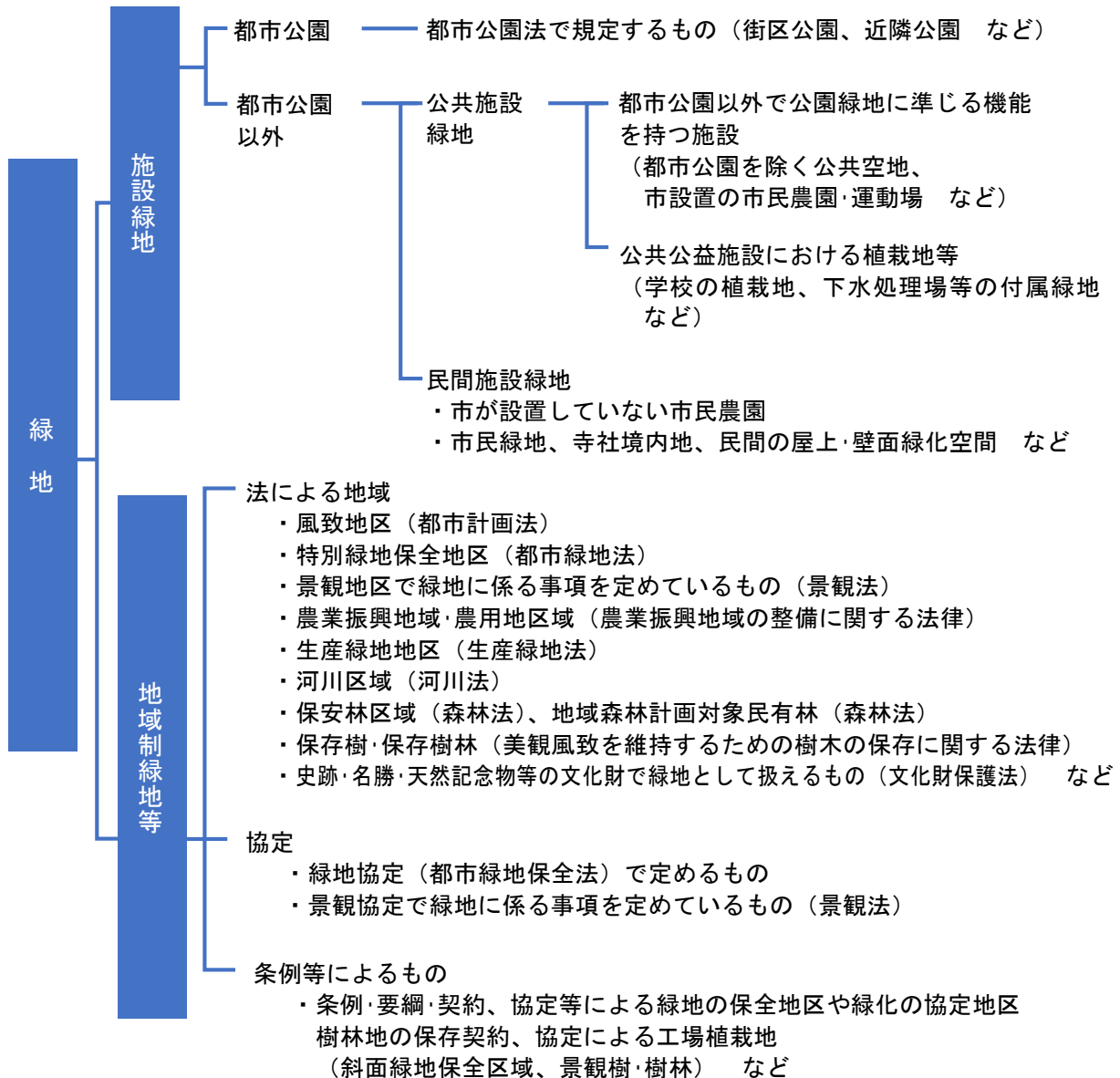
2. 本計画の位置づけ

本計画は、国の「都市緑地法」と本市独自の「金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例」を根拠法令とし、本市の上位計画である『世界の「交流拠点都市金沢」をめざして』や「金沢市都市計画マスタープラン」及び国、県、市の関連計画等との整合を図り、今後の本市における緑のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための計画です。



3. 本計画の対象

計画対象区域は、都市計画区域内とします。本計画で取り扱う緑地（緑）は、都市公園や公共施設の緑地、市民緑地や民間施設の緑化空間等を含む「施設緑地」、法による地域指定を受けている緑、協定や条例等によって保全等が定められている緑である「地域制緑地等」です。



※ 国土交通省 都市・地域整備局 都市計画課・公園緑地課 監修「新編 緑の基本計画ハンドブック」をもとに作成

4. 本計画の期間

本計画の期間は2019年度から2028年度までの10年間とします。

【計画期間】 2019年度 ~ 2028年度 … 10年間